

文化芸術の振興に関する基本的な方針の見直しについて
(中間まとめ)

平成 1 8 年 7 月 2 6 日

文化審議会文化政策部会

はじめに	・・・・・・・・・・ 1
1. 「第1次基本方針」の評価と課題	・・・・・・・・・・ 2
(1) 文化芸術の振興の今日的意義	
(2) 「第1次基本方針」の評価	
2. 「第2次基本方針」の基本的方向	・・・・・・・・・・ 6
(1) 文化力の時代を拓く ^{ひら}	
(2) 文化力で地域から日本を元気にする	
(3) 国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える	
3. 「第2次基本方針」で重点的に取り組むべき事項(今後5年間を目標に)	・・・・・・・・・・ 10
(1) 日本の文化芸術を継承、発展、創造する人材の育成	
(2) 日本文化の発信及び国際文化交流の推進	
(3) 子どもの文化芸術活動の充実	
(4) 地域文化の振興	
(5) 文化芸術創造活動の戦略的支援	
4. 「第2次基本方針」における基本的施策の見直しの方向性	・・・・・・・・・・ 14
1. 各分野の文化芸術の振興	
2. 文化財等の保存及び活用	
3. 地域における文化芸術の振興	
4. 国際交流等の推進	
5. 芸術家等の養成及び確保等	
6. 国語の正しい理解	
7. 日本語教育の普及及び充実	
8. 著作権等の保護及び利用	
9. 国民の文化芸術活動の充実	
10. 文化施設の充実等	
11. その他の基盤の整備等	

はじめに

文化芸術の振興に関する基本的な方針（以下、「基本方針」という。）は、文化芸術振興基本法（以下、「基本法」という。）に基づき、おおむね5年間を見通し、文化芸術の振興に関する施策の総合的な推進を図るために、平成14年12月に閣議決定された。

以来、この基本方針を踏まえ我が国の文化芸術の振興が図られてきたが、基本方針は平成18年度で策定より5年が経過することから、平成18年2月に、文部科学大臣より文化審議会に対して基本方針の見直しについて諮問がなされた。これを受けて、文化審議会文化政策部会では2月より外部の有識者13名から5回にわたるヒアリングを含め9回の議論を行った。また、5年前の基本方針策定時にヒアリングを実施した文化芸術団体を中心に、26団体から書面にて見直しに対する意見聴取を実施した。さらに、長崎県と神奈川県で開催された文化芸術懇談会において基本方針の見直しについての公聴会を実施し、部会委員が参加者から直接意見を聴取する機会を設けた。

本部会としては、基本方針の見直しに関する基本的方向や国の施策として重点的に取り組むべき事項などに関して、現在までの審議内容を公表し、文化芸術関係者のみならず、国民各層の意見を求めることとし、ここに中間まとめを公表することとなった。

中間まとめにおいては、まず基本法に掲げる文化芸術の振興の基本理念に対して、これまでの施策の実施によってどのような進展が見られ、また、課題が生じているかを明らかにする。次に、この5年間の文化芸術をめぐる社会情勢の変化と今後の見通しを踏まえ、次期（平成19年度～平成23年度）の基本方針に関する方向性を提示する。

本部会としては本中間まとめに対し意見募集を実施し、広く国民や文化芸術団体等からいただいた意見を踏まえて、秋以降の文化政策部会で更なる議論を行い、文部科学大臣に答申を行いたいと考えている。

本中間まとめが、国民各層の文化芸術への関心を高め、今後5年間の我が国における文化芸術の振興に関しての活発な議論を喚起するものとなることを期待している。

1. 「第1次基本方針」の評価と課題

(1) 文化芸術の振興の今日的意義

文化芸術¹の振興が求められる普遍的な理由は、基本法（前文）に述べられているが、今日の世界及び我が国の置かれた状況からみて、文化芸術の振興が求められる今日的理由として、次の2点が特に指摘できる。

- ① 文化には、人々を惹きつける魅力や社会に与える影響力があり、こうした文化の持つ力（＝文化力）が「国の力」であることが世界的にも認識されてきていること。
- ② とりわけ、近年の産業構造の転換に伴い、文化が経済活動において新たな需要や高い付加価値を生み出す源泉ともなっており、文化と経済は密接に関連しあうことにより社会に活力をもたらすと考えられるようになったこと。

このため、今日、世界各国で文化力を高めることで、社会を活性化し国の魅力を高めて世界からの評価を高めようという文化政策における国際競争が展開されてきている。

我が国は、今後一層文化芸術を振興することにより、心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国の魅力を高め、経済力のみならず文化力により世界から評価される国へと発展していくこと、換言すれば、文化芸術で国づくりを進めるという「文化芸術立国」を目指すことが強く望まれている。

(2) 「第1次基本方針」の評価

平成14年12月に閣議決定された第1次基本方針に基づく国の施策により、基本法第2条に掲げる文化芸術振興の理念にどの程度到達できたかを大きく次の6つの視点から評価する。

- ①文化芸術活動を行う者の自主性・創造性が尊重され、その地位の向上が図られ、能力が発揮されること

¹ 以下に用いる「文化芸術」とは、基本法上の「文化芸術」と同義であり、具体的には、文化の中核をなす芸術、メディア芸術、伝統芸能、芸能、生活文化、国民娯楽、出版物、文化財などを含むものである。なお、基本法案の附帯決議においては、同法が文化芸術のすべての分野を対象とするものであり、例示されている分野のみならず、例示されていない分野についても同法の対象とされることが明示されている。

(現状)

近年の文化芸術活動に対する支援や文化施設²の充実により、芸術家等が自らの能力を発揮できる機会と場の条件整備が図られてきたが、地位の向上に関しては、関係者の協議が継続して実施され少しずつ成果が見られるものの、必ずしも十分とはいえない。また、社会経済及びデジタル技術等の科学技術の進展に対応して芸術家等の権利が十分保護され、創造へと結びつくサイクル（循環）が実現しているとはいえない状況も見られる。

(施策の方向性)

文化芸術活動を行う者がその能力を十分発揮できるような施策の展開が今後も必要である。国のみならず関係者は、国民が優れた文化芸術を享受できることの重要性を共有し、大局的観点から検討・協議を行い、創造に携わる当事者間の契約条件や利用についての公正なルールづくりを促していくことが必要である。

②国民が居住する地域にかかわらず等しく、文化芸術を鑑賞、参加、創造できること

(現状)

文化会館や美術館等の文化施設の整備は進展したが、それらの有効活用には課題も見られ、地域による文化芸術の享受機会の格差が指摘されており、誰もが文化芸術活動を鑑賞し、これに参加、創造に携われる状況には至っていない。

(施策の方向性)

生涯を通じて国民が身近に文化芸術に接し、全国各地で様々な優れた活動が行われるよう支援することが必要である。特に、地域の文化芸術活動を充実し、その発信も可能となる環境の整備を図ることにより、文化芸術活動の東京一極集中を緩和する。

③地域の歴史、風土等を反映した特色ある多様な文化芸術が発展していること

(現状)

地域の文化を見直し、活用する動きが広がりつつあるが、社会経済の構造転換、市町村合併、少子高齢化等の進行により、地域文化の担い手育成や継

² 以下に用いる「文化施設」とは、劇場、音楽堂、美術館、博物館など文化芸術活動が行われる拠点を指す。

承がままならない状況にある。文化芸術活動の商業化やマスメディアの影響により、文化芸術の画一化への懸念も見られる。

(施策の方向性)

国全体として多様な地域文化が振興されるよう国としても地方公共団体や文化芸術団体等に支援を行う。地域における文化芸術の創造活動を奨励するとともに、地域固有の伝統芸能や民俗芸能への支援、文化財の保存・活用などの施策を図る。

④我が国の文化芸術が世界へ発信され国際交流・貢献が推進されて、世界の文化芸術の発展に資すること

(現状)

国際交流は分野を問わず急速に拡大している。諸外国の文化への関心の高まりと情報通信の発達による国境を越えた文化芸術の人的交流が関係者のみならず国民にも拡大し、相互理解が進みつつある。

(施策の方向性)

我が国の文化芸術の総合的な発信を行うとともに、我が国がメディア芸術など新しい文化芸術の国際的拠点となる施策を展開する。青少年の国際文化交流を促進し、文化の多様性を尊重した相互理解と創造活動における協働を進める。我が国が積極的に働きかけて、文化財保護に関する国際的な協力体制を構築する。

⑤文化芸術の振興に当たり、国民の意見が反映されていること

(現状)

文化芸術懇談会の開催や法令等改正時の意見募集の実施など、国民の意見を求める機会は増えているが、国による助成制度、政策評価等について国民に分かりやすい説明が十分には行き届いていない。

(施策の方向性)

国の施策においては、その説明責任を十分に果たすとともに、施策の成果が国民、社会に還元されていると実感できるようにすることが必要である。また、文化芸術の質や内容は数値のみの評価にはなじみにくく、その成果がすぐには現れないという特性を踏まえ、定性的な評価を含む適切な評価方法の開発に関する検討を行う。

⑥次世代への文化芸術の継承

(現状)

今日の子どもを取り巻く環境は、モノがあふれ豊かになったが、自然との触れ合いや異世代の人々との交流などが乏しくなっている。また、インターネットやゲーム機器の普及でバーチャルな（仮想現実の）世界に閉じこもりがちであることが子どもの健やかな育成を阻んでいるとの危惧も指摘されている。子どもたちが、古来日本人が大切にしてきた自然を愛する心、美しいものに感動する心、自然や崇高なものに対する畏敬の念など豊かな心や感性をはぐくんでいける環境の整備が今こそ求められている。

(施策の方向性)

基本法第2条では直接触れられていないものの、今後の文化芸術の振興に当たり基本方針に新たに盛り込むべき基本理念として、子どもの文化芸術体験活動の推進を取り上げるべきである。

これからの我が国を担う子どもたちが、文化芸術に触れて豊かな人間形成を図り、日本の文化、伝統を身につけ継承していくことが、子どもの調和のとれた人格形成のためには不可欠であるとともに、我が国の文化芸術の振興にとって極めて重要である。

これまでも子どもの文化芸術活動に対する施策は重視されてきてはいるが、子どもたちが成長段階に合わせて我が国の伝統文化から現代文化まで幅広い文化芸術に親しみ、体験し、自らの生活の一部として活動できるような施策を展開していくことが必要である。

2. 「第2次基本方針」の基本的方向

前節に記した第1次基本方針の評価と課題を踏まえ、我が国の文化芸術を一層振興していくため、本部会としては、以下に述べるような観点に立ち、新しい基本方針を策定すべきと考える。

(1) 文化力の時代を^{ひら}拓く

我が国は、モノの豊かさで国力を高めようと努め、世界有数の経済的豊かさを達成した。しかし、人々はその厳しい競争の中で、精神的な緊張を強いられており、また、都市化や情報化等の進展は、生活に大きな利便性をもたらす一方で、地域社会のつながりや人間関係の希薄化をも招いている。こうした中であって、美しい自然や歴史・伝統に基づく文化は、人々に精神的な豊かさや感動を与えるとともに、人々のコミュニケーションを活発化し、生きる勇気と喜びをもたらす普遍的な力を持っている。このような文化の力は、今後我が国が心豊かで活力にあふれた社会を実現するために一層重要である。

また、世界の国々は文化の発信を通じて国の魅力を高め、外国の文化の受容や相互交流を通じて世界の文化の発展に寄与しようとしている。我が国も、伝統文化から現代文化まで多様な文化芸術を振興し、日本の文化力を高め、併せて諸外国との国際文化交流を推進することによって、我が国についての理解を促進し、日本へのイメージの向上を図るとともに文化芸術を通じて世界に貢献すべきである。それにより、国際社会における我が国の文化的地位を確かなものにして、日本の国力を高めていかなければならない。

こうした時代認識に立ち、文化芸術の振興を国の基幹政策として位置づけるとともに、個人、企業や団体、地方公共団体、国などが自らが文化芸術の担い手であることを認識し、これらが相互に連携して適切な役割を果たしつつ社会全体で文化芸術の振興を図っていくことが必要である。その場合、文化芸術の振興に資する施策は文化庁だけでなく、他の府省でも実施されていることから、関係府省間の連携・協力を一層推進しなければならない。

一方で、社会経済環境の高度化・複雑化に伴い、その効率化・合理化を図る傾向も強まってきており、文化芸術に関わる方策（例えば、文化芸術活動への支援や文化施設の在り方など）にも影響を与えており、文化芸術への影響が危惧される状況も生まれてきている。例えば、指定管理者制度の文化施設への適用に関しては³、民間の新たな発想や方法（ノウハウ）による効果的かつ効率的な運営が期待される一方で、これまで地域で培われてきた文化芸

³ 公立の文化施設については、平成15年施行の改正地方自治法によっていわゆる「指定管理者制度」が導入され、民間事業者も文化会館や美術館等の管理・運営に携わることができるようになった。

術活動の安定的かつ継続的な展開が困難になるのではないかとの懸念も現場から指摘されている。

文化芸術は、古今東西の様々な人々の営為の上に生まれ、これからもその継承と変化の中で新たな価値が見出されていくものであり、短期的な視点のみではその価値を計れないと考えられる。こうした文化芸術の特質を踏まえるならば、長期的で継続的な視点に立った施策を推進すべきであり、文化芸術活動に短期的な経済的効率性を一律に求めるべきではないであろう。

(2) 文化力で地域から日本を元気にする

我が国は長い歴史の中で様々な文化を享受しつつ、全国各地の異なる豊かな自然や風土の下で多様かつ特色ある文化をはぐくんできた。この地域文化が有する文化の厚みが日本文化の基盤を成している。

地域文化が豊かになればなるほど日本全体の文化も豊かになり、日本の魅力が高まる。また、地域で住民が文化に触れ、創造に関わることは、個人がその個性を発揮し元気になるだけでなく、他者への発信や協働を通じて多くの人々を元気にする力ともなる。

我が国は国全体として少子高齢化が一層進む中で、特に地方においては過疎化と高齢化が進展しており、文化の担い手が不足してきている。文化の継承を支援してきた地方公共団体にも市町村合併の影響等により地域に根ざした文化の継承に危機が迫っているとの声もある。また、大規模な市町村合併により誕生した新たな地域のアイデンティティ（地域の文化的特色や共生意識など）の形成が求められている。

こうした地域の文化を担い、支えるのは地方公共団体をはじめとしたその地域自体であるが、地域文化の振興が日本文化全体の発展にもつながることから、文化芸術活動の東京一極集中を緩和し、全国のどこでもそれぞれの地域の特性に即した形で文化芸術が存在し、人々がそれに触れられる機会を確保することが必要である。

また、地域の歴史や特色を表し古来その地域に様々な形態で存在・継承されてきた文化財については、地域の視点から総合的に把握し、地域住民の心の拠り所としてその保存・活用方策を図ることが期待されている。

また、あらゆる地域で今後、いわゆる「団塊の世代」の人々が定年を迎えることを踏まえ、こうしたシニアの人々が文化芸術を享受するだけでなく、積極的に地域の文化芸術活動に参加していくための支援の仕組みなどについて

でも検討する必要がある。

(3) 国、地方、民間が相互に連携して文化芸術を支える

文化芸術施策は、国民が文化芸術を楽しみ、支え、伝えていくことができるようにすることにより、心豊かな国民生活及び活力ある社会の実現に資する施策でなければならない。本部会としては、文化芸術は芸術家などの一部の人々だけのものではなく、国民の身近な生活に密着しており、多くの国民に関心を寄せていただきたい事項であると考えている。国民一人一人が文化芸術を支えていく環境を醸成し、文化芸術の享受、支援、創造、継承のサイクル（循環）が実現する社会を構築することが求められている。

文化芸術活動は国民の自発的、自主的な営みであり、活動主体の個性や地域の特性に応じて展開されるべきである。そのためにはそれぞれの実態に応じたきめ細かい文化芸術施策が大切であり、国民の生活に近い地方公共団体が主たる役割を担うことが期待されている。

基本法制定後、地方公共団体では、9の府県、16の市町村等で文化振興のための条例が制定されたほか、文化芸術の推進計画等も数多く策定されてきた。その一方で地方財政が年々厳しさを増す中、地方公共団体の文化関係経費は平成5年をピークに減少の一途を辿っており⁴、市町村における文化芸術の振興が少なくとも予算面において十分担保されていないのが現況である。

国はこうした現状を認識し、地方公共団体による文化芸術振興を支えるとともに、国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術活動を行うことができる環境の整備に引き続き努めていかななくてはならない。

国は、基本法に述べる文化芸術の振興に当たっての基本理念を踏まえ、文

⁴ 地方公共団体の文化関係経費総額は5,651億円（平成13年度）から4,645億円（平成16年度）へ減少しており、その中でも文化財保護経費が1,117億円（平成13年度）から736億円（平成16年度）へと約34%減少している。また、文化施設経費（運営費）についても2,214億円（平成13年度）から2,016億円（平成16年度）へと約9%減少している（文化庁調べ）。

国から地方公共団体への地方財政措置の現況をみると、地方交付税の「地方文化・スポーツ振興・交流対策費」のうち、地域文化振興、地域文化財等による地域おこし、文化等施設維持管理運営費の合計額としては、標準団体行政規模10万人の市の場合、6,346万円（平成13年度）から6,193万円（平成16年度）へと減少している。さらに、文化庁調べによると市町村で4,317万円（平成13年度）から3,362万円（平成16年度）へと減少している。これから推察すれば、国民に身近な市町村レベルでは、国からの地方交付税の減少幅以上に市町村の文化関係予算は削減されていると考えられる。

化芸術の現状と課題を把握した上で、文化芸術活動の主体である国民の自発的な活動を刺激し、伸長させるとともに、国民が文化芸術を享受できる諸条件、必要な法令、財政、税制等のシステムを整え、文化芸術活動の発展を支える環境づくりを進めることが求められる。

近年、企業のメセナ活動や文化芸術系特定非営利活動法人（アート NPO）をはじめ民間団体による文化芸術への支援が活発になってきており、こうした自発性に基づく民間からの支援を助長し、誘導するための条件整備や機運の醸成が図られることが求められる。

これらのことを踏まえ、国は地方公共団体や民間団体等との連携を一層図り、それらの自律的な文化芸術活動を促すべきである。一方でこうした基本的方向を踏まえつつも、国として保護・継承し、創造していくべきものに対しては、国が重点的に支援することが必要である。

3. 「第2次基本方針」で重点的に取り組むべき事項（今後5年間を目標に）

2. (1) で述べたとおり、我が国が、文化芸術の振興と国際交流を通じて「文化を大切にす国」との評価を得ることは、諸外国からの信頼や尊敬の基礎となり、世界の人々との相互理解を促進していくために不可欠である。文化芸術により世界の平和に寄与することが、21世紀の我が国に期待されている。

現在の基本方針については、平成18年2月に本部会が「『文化芸術の振興に関する基本的な方針』の評価と今後の課題について(審議のまとめ)」を公表し、これまでの国の施策を概観するとともに、社会経済状況の変化を踏まえて基本方針の評価と今後の方向性を提示した。

この指摘を踏まえ、本部会としては、社会情勢の変化と今後5年間に予想される状況を見通し、新しい基本方針において選択と集中を図り、重点的に取り組むべきものとして以下の5つの事項を取り上げた。

(1) 日本の文化芸術を継承、発展、創造する人材の育成

我が国の歴史と伝統の上に形成されてきた文化を守り、発展させていくのは国の使命であり、文化芸術施策の中核を成すものである。その場合、以下の3点を考慮した人材育成の施策を展開していくことが必要である。

①文化芸術創造活動に携わる人材育成

多様で優れた文化芸術を継承、発展、創造していく人材の育成は、分野やレベルに応じて、様々な文化芸術団体、教育機関等が担っている。これら関係機関が連携・協力を図り、それぞれの分野の創造活動の動向を踏まえた計画的・系統的な人材育成を促進するとともに、新進芸術家の海外留学等の研修や独立行政法人の行う養成・研修事業について、研修期間中の課題や研修成果の把握、公開に努めながらこれらの充実を図るなど、優れた人材が自らの才能を伸ばし、能力を最大限発揮できる環境を整備する。また、文化芸術活動を支える舞台技術者等の養成・研修、文化施設や文化芸術団体の企画、運営をはじめとするアートマネジメントの研修などを充実する。

②伝統文化の継承者の育成

伝統文化はどの分野も後継者の確保及び養成に大きな課題を抱えている。特に、伝統文化を支えている保存技術保持者の養成や伝統的素材の生産者の確保は、産業構造の変化の中で危機的状況にある。また、伝統文化の継承者

が育ちやすい大切な条件として、伝統文化の継承に携わる人々が自らの職業に安心して専念し、経済的に自立できる環境の整備が課題となっている。

国はこうした人材を伝統文化継承の基盤として長期的視点に立って支援を充実していくべきである。

また、子どもたちが伝統文化に親しむ機会を充実していく際には、子どもの豊かな感性をはぐくむと同時に地域文化の担い手を育成することを考慮するとともに、伝承者などと学校の教職員、社会教育関係者との連携を図ることが重要である。

③文化芸術活動を支える人々の育成

地域において芸術家などの文化芸術に携わる者と享受者としての国民とを結びつけ、文化芸術活動を支え、その裾野を広げる役割を担う人々が求められている。

このため、質の高い文化ボランティア活動への支援を強化するとともに、文化芸術の支援者の層を広げるため、文化芸術を享受するだけでなく、その支援を国民自らも幅広く担っていく「文化芸術サポーター」のような運動を展開することも検討すべきである。

また、学校や地域における「文化芸術コーディネーター」の活用やその育成を図ることが重要である。

(2) 日本文化の発信及び国際文化交流の推進

日本文化の発信及び国際文化交流を進める際には、「文化外交推進懇談会⁵」報告や、国内の文化芸術振興の観点に留意しつつ、関係府省が連携していくことが大切である。

また、日本の伝統文化だけではなく、優れた文化芸術創造活動を積極的に海外に発信し、アジアをはじめとする海外の文化芸術振興に資するよう国際文化交流の施策を検討していくことが必要である。その際には、アニメ、漫画等の「Japan Cool」と呼ばれる分野も文化発信の上で重要な役割を担っており、メディア芸術などの新しい文化芸術の国際的な拠点を形成することも検討すべきである。

さらに、諸外国の文化財が適切に保護・継承されるよう、「文化遺産国際協

⁵ 国際文化交流の基本的な在り方の検討を目的として平成16年12月に設置された内閣総理大臣の私的諮問機関である「文化外交の推進に関する懇談会」。

力推進法⁶」を踏まえ、我が国がより積極的に文化財保護の国際協力を推進すべきである。

(3) 子どもの文化芸術活動の充実

既に1.(2)⑥で指摘したとおり、子どもの豊かな心や感性、創造性やコミュニケーション能力をはぐくむ上で文化芸術の果たす役割は極めて大きく、地域において子どもたちが良質な文化芸術に触れる機会を大幅に増やすことが必要である。また、国際社会で日本人としての自覚を持った人材を育成することが一層求められていることや現代社会において失われつつある地域文化を継承する観点からも、子どもたちが身近に伝統文化等に触れる機会を確保することが大切である。

また、子どもたちが文化芸術に親しみ、創造する機会を持てるよう、創造的な体験の機会の充実など、文化芸術に関する教育の充実を図ることが必要であり、学校の文化活動を、文化芸術関係者や教育、行政関係者が緊密に連携しながら地域ぐるみで支援する仕組みを構築することができるよう、国としても支援すべきである。さらに、世界の文化多様性を理解するためにも、子どもの国際的な文化交流に一層力を注ぐことが期待される。

(4) 地域文化の振興

文化芸術活動の東京一極集中を緩和するとともに、国民がその居住する地域にかかわらず等しく文化芸術を鑑賞したり、これに参加したり、これを創造したりする機会を確保するためには、各地域における様々な公演・展示の拠点づくりなど創造活動に対する支援が必要である。また、文化芸術における地域間交流を促進するため、国民文化祭をはじめ地域の文化芸術活動の関係者が交流する機会の充実も重要である。

また、地域文化の振興に当たっては、住民、文化芸術団体、社会教育関係者、学校、地方公共団体、地域のメディアやメセナ活動に熱心な地元企業など地域文化の担い手が相互に連携・協力し、世代を超えた人間の輪を広げて地域全体で文化力を結集し、活用する取組を促すことが必要である。また、文化財の適切な保護と活用においてもこうした連携・協力が期待される。特に、地域の高等教育機関は、教育研究を通じてハード・ソフト両面にわたって優れた文化力を発揮すべきであり、地域と協働し、文化芸術を生かした地

⁶ 「海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律」の略称。

域活性化や文化芸術の担い手育成など地域文化の振興に貢献することが期待される。

さらに、地域の文化力を、地域経済や観光、まちづくり、教育、福祉等の地域振興に生かすことが求められており、各地域の特色ある取組に関する情報を積極的に提供するとともに、関係省庁や地方公共団体、関係団体による協議や連携を強化すべきである。

(5) 文化芸術創造活動の戦略的支援

国が行う文化芸術活動への支援については、現行基本方針における国の役割に沿って、重点的支援と幅広く多様な支援のバランスを図りつつ、より効果的で戦略的な支援が行えるよう、支援方策について必要な見直しを行う。例えば、国内外で評価の高い団体や地域の拠点となる劇場等との共同制作など特色ある取組による先導的な文化芸術活動を重点的に支援し、我が国の顔となる文化芸術を創造することが求められる。

他方、前述の地域文化の振興や子どもの文化芸術活動の充実などの重要性を踏まえ、文化芸術団体がこのような活動において大きな役割を果たすことを促進する必要がある。

これらの支援については、文化庁、芸術文化振興基金、その他の助成機関等の適切な役割分担を図るとともに、評価や審査を充実させ、きめ細かにかつ効率的な業務を行うため、専門的機関を経由して助成する再助成制度の有効性も検討すべきである。

4. 「第2次基本方針」における基本的施策の見直しの方向性

現行基本方針の「第2 文化芸術の振興に関する基本的施策」には、「第1 文化芸術の振興の基本的方向」を踏まえ、基本法第8条から第34条に沿って国が講ずる具体的な施策が記されている。

ここでは、これまでの部会における議論やヒアリング、文化芸術団体への意見募集結果を整理して、振興方策の方向性を提示することとする。本中間まとめに対する国民への意見募集を踏まえ、秋以降の文化政策部会で具体的な記述について更に検討を深めていくこととしたい。

1. 各分野の文化芸術の振興

- ・ 文化芸術創造活動に対する重点的支援と幅広く多様な支援のバランスを図りつつ、より効果的で戦略的な支援を図る。
- ・ 地域文化の振興や子どもの文化芸術活動に資する施策を推進する。

2. 文化財等の保存及び活用

- ・ 国民の宝である文化財の確実な保存・活用のための施策を推進する。そのため、民間の非営利活動や文化ボランティアによる活動とも連携する。
- ・ 国民全体として文化財を保存・活用する機運を醸成する取組を行う。

3. 地域における文化芸術の振興

- ・ 各地域における文化芸術の公演、展示などの創造活動を支援する。
- ・ 地域文化の様々な担い手の育成、連携・協力を促進する施策を推進する。特に、大学等の高等教育機関の活用を図る。
- ・ 各地域における伝統的な文化を継承していくための取組を支援する。

4. 国際交流等の推進

- ・ 伝統文化から現代文化に至るまで、多様で魅力ある我が国の文化芸術をより広く、深く理解してもらうため、総合的に国際発信する施策を推進する。
- ・ 将来の国際交流を担う世代である子どもの文化交流を充実する。

5. 芸術家等の養成及び確保等

- ・ 関係機関との連携・協力により文化芸術創造活動に関する人材育成を図る。
- ・ 伝統文化の継承者を長期的視点に立って育成する。
- ・ 文化芸術活動を支える人々の育成を図る。

6. 国語の正しい理解

- ・ 国語の正しい理解と国語力向上のための取組を推進する。
- ・ 国際化、情報化に対応した施策を図る。

7. 日本語教育の普及及び充実

- ・ 在留外国人の増加や国際交流の進展等を踏まえた日本語教育の充実を図る。

8. 著作権等の保護及び利用

- ・ 「知的財産推進計画」等に基づき、情報通信技術の進展など社会の変化に対応した著作権の法制度の在り方を検討する。
- ・ 著作権者等の権利の適切な保護や著作物の円滑な流通の促進、著作権教育の推進を図る。

9. 国民の文化芸術活動の充実

- ・ 地域において子どもたちが伝統文化をはじめ文化芸術に触れる機会を充実する。
- ・ 学校の文化活動を地域ぐるみで支援する仕組みを構築する。
- ・ 社会人、障害者など日頃文化芸術の平等な機会を享受しにくい人々に配慮した施策を図る。

10. 文化施設の充実等

- ・ 劇場等の文化施設が果たすべき役割を明確にし、優れた文化芸術の創造、交流、発信の拠点として、その機能・役割を発揮できる施策を推進するとともに、施設利用の適切かつ安全な環境整備の確保を図る。
- ・ 美術館、博物館等の資料の収集・保存機能を維持向上するための施策を推進する。
- ・ 学校や社会教育施設等と連携した文化芸術の普及に寄与する施策を図る。

11. その他の基盤の整備等

- ・ 文化芸術を担う民間団体等の活動を促進するための仕組みを検討する。
- ・ 文化芸術を支える民間（企業、財団、個人等）の活動を促進し、寄附文化を醸成するための税制など、その基盤の整備を図る。
- ・ 我が国の文化芸術を総合的に推進するための戦略的な政策の立案と効果的政策実施を図る。